

13 鉱 区 税 表

区 分		総 鉱 区		左 の うち 非 課 税 鉱 区		課 税 対 象 鉱 区		調 定 額 (千円)
		件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長 (百アール)	件 数	面 積 又 は 延 長	
砂 鉱 を 目 的 と し な い の 鉱 区	試 掘 鉱 区							
	石油又は天然ガス鉱区以外	0	0	0	0	0	0	0
	石油又は天然ガス鉱区	0	0	0	0	0	0	0
	採 掘 鉱 区							
	石油又は天然ガス鉱区以外	22	3,367	0	0	23	3,691	1,456
	石油又は天然ガス鉱区	12	3,062	1	19	11	3,048	812
砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区	法 第 180 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 鉱 区	0	0	0	0	0	0	0
	法 附 則 第 13 条 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 鉱 区	0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0	0 (千メートル)	0
合 計		34		1		34		2,268

- (注) 1 この表は、令和5年度において課税されたものについて、年度末現在で掲載した。
- 2 「面積又は延長」の数値にあつては、「非課税鉱区」は項目毎の合計について百アール未満を四捨五入し、「課税対象鉱区」は鉱区毎に百アール未満を切上げて合計しているため、両者の和は「総鉱区」に一致しない。